

知北平和公園組合個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月9日

知北平和公園組合

管理者 花 田 勝 重

知北平和公園組合規則第4号

知北平和公園組合個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知北平和公園組合個人情報の保護に関する規則（令和5年知北平和公園組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「在留カード」の次に「、同法第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード」を、「特別永住者証明書」の次に「、同法第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書」を加える。

附 則

この規則は、令和8年6月14日から施行する。